プロジェクト項目　マイナス金利に関連する会計上の論点の検討
第 352 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利に関連する会計上の論点への対応について、第 352 回企業会計基準委員会（2016 年 1 月 10 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

実務対応報告の基準開発の要否に関する意見

（実務対応報告の公表に反対する意見）

2. 公開草案のコメント期間を 2 ヶ月未満に短縮する点、恒久的な取扱いではなく当面の取扱いとしている点、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法を両方認めている点から、事務局の提案に反対である。

3. 事務局による文案では、当面の取扱いはどの程度継続するのか、どのような条件であれば実務対応報告を見直すのか、マイナスの利回りの幅が大きくないとはどの程度であるのかが明示されておらず、恒久的に適用される懸念がある。また、当面の取扱いが会計方針の変更か見積りの変更かを明示しないまま公表すると、再公開草案を公表する可能性が高いため、公開草案の公表に反対する。

（実務対応報告の公表に賛成する意見）

4. 緊急対応として平成 28 年 3 月に議事概要を公表したが、3 月決算の会社が多く、実務が安定的に運用されることを考慮すると、平成 29 年 3 月を目標に実務対応報告を公表すべきと考える。現状において利回りのマイナス幅は小さいが、いつ急変するかわからないため、暫定的な取扱いという意味で、表題を「当面の取扱い」としている点に違和感はない。

5. 当初は議事概要を公表することでもよいと考えていたが、デュープロセスの観点から実務対応報告を公表する場合、会計方針の変更か見積りの変更かの結論が 4 月以降に変わるようであれば、実務が混乱する恐れがあるため、平成 29 年 3 月末までに公表することが必要であると考える。

6. 割引率の下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のどちらを採用するかの結論を出すのは短期的には困難であるので、実務上の対応として両方を認める選択しかないと考えている。本論点に対して様々な意見が出てきており、何も公表しないとかえって混乱する可能性があり、現時点において考えられる意見は出尽していると思われるため、コメントの募集期間が 2 ヶ月に満た

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ないとしても実務対応報告を公表することが良いと考える。

7. 平成 29 年 3 月決算を踏まえた実務対応報告を公表する点と、本格的に検討を行う点に関しては分けて検討することが良いと考える。現状では、割引率の下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のどちらかの案に決定することは困難であり、平成 29 年 3 月決算の安定性を考慮すると、両方を認めても良いと考える。ただし、実務対応報告の公表は、実務の安定性を目的にした緊急避難的な対応であるため、中長期的には国際的な会計基準の動向を踏まえて検討する必要がある。

8. 平成 28 年 3 月に公表した議事概要はあくまで緊急避難的なものであり、このまま継続することは望ましくなく、実務対応報告を公表するほうがよい。仮にコメント期間が 2 ヶ月未満に短縮された場合、どのような問題があるかについて確認したい。

9. 平成 29 年 3 月までに実務対応報告を公表することに賛成する。公開期間は 2 ヶ月に満たないが、公開草案の分量は多くなく、他の団体の公開期間は 1 ヶ月であるケースも見られる点を考慮すると、1 ヶ月以上確保されていれば十分であると考える。

10. 公開期間は 2 ヶ月に満たないが、主要な論点は出尽くしており、これらの論点に関連するコメントが寄せられることが想定されるので、平成 29 年 3 月末までの対応を優先して実務対応報告を公表したほうが良いと考える。

11. 事務局が提案している文案のとおり、会計処理に限定する内容であれば、コメント期間を 2 ヶ月未満に短縮して平成 29 年 3 月末までに公表することに賛成する。実務対応報告は社会的な規範性を有する点で、議事概要に比べて重みがあるため、マイナスの利回りの幅が大きくなるなど状況が変化した場合に対応できなくならないような内容にしておく必要がある。

適用期間を限定して実務対応報告を公表することに関する意見

（適用期間を限定することに賛成する意見）

12. 今回の審議から間を置かずに恒久的な基準に着手しなければ、当該基準の審議が滞る可能性がある。そのため、恒久的な基準の開発に速やかに検討を開始する場合は、実務対応報告の適用期間を平成 29 年 3 月決算に限定した形で公表する方針に賛成できる。ただし、当面の取扱いが会計方針の変更か見積りの変更かに関しては、恒久的な基準の検討において速やかに行われることが前提である。

13. 適用期間を平成 29 年 3 月決算に限定するという案は、平成 29 年 3 月決算の企業のみに限定するのか、平成 29 年 3 月から 1 年の間に決算を迎える企業を対象とするのかのいずれであるか確認したい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

14. 適用期間を平成 29 年 3 月期から 1 年間に限定して実務対応報告を公表することに賛成する。利回りの下限としてゼロを利用するかマイナスの利回りをそのまま利用するか、会計方針の変更か見積りの変更かという論点については、直ちに結論は出ないと思われるので、適用期間を限定したほうが良いと考える。事務局の文案において開示を要求していないのは、マイナスの利回りの幅が小さくいずれの方法を用いても影響が小さいことが前提であると理解している。その前提が想定される期間のみ実務対応報告が有効であることを明確にするためにも、適用期間を限定する意見に賛成する。

15. 最終的な結論が見通せない状況は、適用期間を限定するか否かにかかわらず同じであると考えるが、適用期間を限定して平成 29 年 3 月決算の対応を優先することが良いと考える。当面の取扱いが会計方針の変更か見積りの変更かに関しては、割引率の変更が会計方針の変更か見積りの変更かの議論に波及するので、今の事務局提案のとおり何も記載しないほうが良いと考える。

（適用期間を限定することに賛成であるが、考慮すべき点があるとの意見）

16. 適用期間を 1 年間に限定する意見に賛成する。ただし、本格的に議論を開始しても、きっかけがないと結論を出すのは困難であると考える。一方、会計方針の変更か見積りの変更かの論点に関しては、いつでも議論を開始できると考える。

17. 適用期間を 1 年間に限定した場合、恒久的な会計基準に向けた本格的な議論が速やかに開始されるという期待が生じると考えられる。一方、状況に変化が生じていない場合には、本格的な議論の結論が後ろ倒しになることが懸念される。

18. 適用期間を平成 29 年 3 月期に限定しても、その後の恒久的な基準の適用のためには 1 年程度の猶予は必要なので、実務対応報告の適用期間として少なくとも 2 年は必要であると考えられる。

以上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。